

## 令和2年度廃棄物等の処分について(ご案内)

令和2年度の産業廃棄物等の処分委託契約の継続手続きについてのご案内です。継続を希望される場合はお早めに手続きをお願いします。

### 1 処分料金 (消費税及び地方消費税及び産業廃棄物埋立税は含まれません。)

廃棄物等の種類	処分料金
ばいじん, 燃え殻, 汚泥(非建設系)	10,000円/t
鉱さい, 汚泥(建設系)	8,000円/t
ガラスくず, 陶磁器くず, コンクリートくず, がれき類	7,000円/t
建設残土(公共事業により発生するものに限る)	1,000円/t

### 2 令和2年度処分依頼の手続き

#### (1) 提出書類

次の書面を提出してください。

- ① 「処分依頼書」(様式第1号)
  - ② 「産業廃棄物等性状表」(様式第2号)
  - ③ 「搬入計画書」(様式第3号)
  - ④ 「運搬方法等届出書」(様式第4号)
- ※この継続手続きでは「自動車検査証の写し」及び「許可行政機関に運搬車両番号を登録をしたときの届出書等の写し」については添付不要としました。ただし、場合により「自動車検査証の写し」の送付をお願いすることがありますのでご了承ください。
- ⑤ 運搬業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (運搬を委託するとき)
  - ⑥ 分析証明書の写し  
(鉱さい, ばいじん, 燃え殻, 汚泥の処分を依頼するとき。建設残土にあつては、発生場所の土地履歴等や搬入数量等から公社が必要と判断した場合や、産業廃棄物等性状表の様式中「土地履歴等から口汚染の可能性があるため分析証明書を提出します」にをされた場合。)  
※その他、公社が必要と判断した場合には、分析証明書の提出を求める場合がありますのでご了承ください。
  - ⑦ 産業廃棄物処分業許可証の写し (産業廃棄物中間処理業の場合)

なお、①～④は、令和元年度の内容を記載した書面を同封しております。内容の変更があれば赤字修正し、処分依頼書に押印のうえ、提出いただくことも可能です。

新たに作成される場合は、様式を公社ホームページからダウンロードするか、同封の様式をご使用ください。

公社ホームページアドレス <http://www.khk-hiroshima.or.jp/>

#### (2) 提出期限

随時受け付けます。

手続完了には1か月程度かかることがありますので、早めの手続きをお願いします。



公社から、処分承諾書を3月上旬から順次送付します。  
搬入カードは、平成30年度以降に発行したカードを継続してご使用ください。  
(劣化による支障の発生、枚数の不足の場合はご連絡ください。)

#### (3) 提出先及び問合せ先

一般財団法人広島県環境保全公社 業務企画課  
〒730-0037 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ4階  
TEL (082)544-2363  
FAX (082)544-2362

### 3 継続処分依頼の作成上の留意事項等

(提出書類)

#### ① 「処分依頼書」(様式第1号)

送付した「処分依頼書」を使用し、内容に変更がある場合は、赤字修正して提出してください。

提出いただく添付書類の種類を、該当する口に✓を入れて明示してください。

「産業廃棄物等性状表」(様式第2号)に変更がない場合、「処分依頼書」(様式第1号)の排出過程等の変更の有無欄の「無」に☑してください。

#### ② 「産業廃棄物等性状表」(様式第2号)

送付した「産業廃棄物等性状表」を使用し、内容に変更がある場合は、赤字修正して提出してください。

「処分依頼書」(様式第1号)の排出過程等の変更の有無欄の「無」に☑した場合、この書面を添付する必要はありません。

#### ③ 「搬入計画書」(様式第3号)

送付した「搬入計画書」を使用し、内容に変更がある場合は、赤字修正して提出してください。

#### ④ 「運搬方法等届出書」(様式第4号)

送付した「運搬方法等届出書」を使用し、内容に変更がある場合は、赤字修正して提出してください。

※この継続手続きでは、「自動車検査証の写し」及び「許可行政機関に運搬車両番号を登録をしたときの届出書等の写し」については、添付不要としました。

ただし、公社が使用するWeb上の、「自動車登録情報提供サービス」で車両情報の確認ができない場合は、「自動車検査証の写し」の送付をお願いすることがありますのでご了承ください。

#### ⑤ 運搬業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

産業廃棄物の運搬を委託する場合は添付してください。

#### ⑥ 分析証明書の写し(鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥の処分を依頼する場合。建設残土にあつては、発生場所の土地履歴等や搬入数量等から公社が必要と判断した場合に限る。)

廃棄物等の種類ごとに、環境計量証明事業所又は公共機関が行った分析証明書の写しを添付してください。(処分依頼前3か月以内に発行されたもの、ただし、ダイオキシン類については、6か月以内に発行されたものに限りません。)

分析項目:通知文書の別表「分析証明書の検査項目」とおりです。

建設残土で分析証明を必要とする場合、分析項目等は事前にご相談ください。

#### ⑦ 産業廃棄物処分業許可証の写し(産業廃棄物中間処理業の場合)

(提出部数) 1部。控えが必要な場合は 2部(受付後1部をお返しします。)

(その他) ・産業廃棄物等の受入基準は別表1のとおりです。

・必要に応じて、廃棄物等の排出場所への現地調査、廃棄物の採取等を行います。

・審査に必要な資料等の追加提出をお願いすることがあります。

別表 1 廃棄物等受入基準

1 産業廃棄物等の種類別に、次の基準に適合していること

区分	種類	受入基準
建設 残土	土砂等（公共事業により発生するものに限る）	<ol style="list-style-type: none"> <li>シルト分、粘土分の混入率が重量比15%以下及び水分を多量に含まないこと。</li> <li>樹木の根等異物が除去されていること。</li> <li>最大径が30cm以下であること。</li> <li>廃棄物が付着していないこと。</li> <li>汚染された土砂等でないこと。</li> </ol>
産業 廃 棄 物	汚泥	<ol style="list-style-type: none"> <li>有害物質が判定基準以下のものであること。</li> <li>水銀含有量が15mg/kg以下であること。</li> <li>含水率が85%以下に脱水されていること。</li> <li>N - ヘキサン抽出物質（油分）が、1%以下であること。</li> <li>無機性のものであること。</li> <li>悪臭を発散しないものであること。</li> </ol>
	鋳さい	<ol style="list-style-type: none"> <li>有害物質が判定基準以下のものであること。</li> <li>水銀含有量が15mg/kg以下であること。</li> <li>最大径が30cm以下であること。</li> <li>火気を帯びていないこと。</li> <li>飛散防止の措置が講じてあること。</li> </ol>
	燃え殻	<ol style="list-style-type: none"> <li>有害物質が判定基準以下のものであること。</li> <li>水銀含有量が15mg/kg以下であること。</li> <li>熱しゃく減量10%以下であること。</li> <li>火気を帯びていないこと。</li> <li>飛散防止の措置が講じてあること。</li> </ol>
	ばいじん	<ol style="list-style-type: none"> <li>有害物質が判定基準以下のものであること。</li> <li>水銀含有量が15mg/kg以下であること。</li> <li>大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置が講じてあること。</li> </ol>
	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>中空の状態でないこと。</li> <li>最大径が30cm以下であること。</li> <li>安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。</li> <li>アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。</li> </ol>
	がれき類	<ol style="list-style-type: none"> <li>中空の状態でないこと。</li> <li>最大径が30cm以下であること。</li> <li>可燃物を除去してあること。</li> <li>安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。</li> <li>アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。</li> </ol>

2 次に掲げるいずれかのものが付着し又は封入されていないこと。

- (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物
- (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬

3 環境保全、埋立作業上に支障がないこと。

備考

- 1 「汚染された土砂等」とは、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条に基づく溶出量基準及び含有量基準並びに土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号及び平成11年環境庁告示第68号）（出島処分場にあつては、これに加え水底土砂の判定基準（昭和48年総理府令第6号））に適合しないものをいう。
- 2 「有害物質が判定基準以下のもの」とは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」（昭和48年総理府令第5号）に定める判定基準以下のものをいう。
- 3 水銀含有量の調査方法は「底質調査方法（平成24年環水大発第120725002号環境省水・大気環境局長通知）」による。

## (参考) 出島処分場利用の手引き(抜粋)

(受入条件等) 広島県内で発生した産業廃棄物等であって、当社の受入基準に適合するもの。

(受入時間) 9:00~12:00, 13:00~16:30

(受入日) 月曜日~金曜日(祝日, 振替休日, 12月28日~1月3日を除く。)

- ・台風, 地震などの天災, その他の事由により, 受入時間の変更又は受入を停止する場合があります。
- ・処分場の受入状況については, 公社ホームページに掲載しています。緊急に受入停止する場合は, 随時, ホームページに状況を掲載します。

(搬入時の注意事項)

- ・事前に公社に登録した車両で搬入し, 開門時間(午前8時)前は, 来場しないでください。
- ・搬入にあたっては, 廃棄物の落下, 飛散防止のため, 全面シート掛け(建設残土を搬入する場合, 廃棄物を天蓋付き車両により又はフレキシブルコンテナバックに入れて搬入する場合を除く。)で搬入してください。また, 帰路においても飛散防止に努めてください。
- ・搬入車両は, 搬入車証を車両の左右のドアに貼り付け(処分場外を含む。), 搬入カードは, 運転台の前に提示してください。搬入申込書及びマニフェスト(電子マニフェストの場合は受渡確認票)を受付に渡してください。
- ・計量の結果, 過積載と判断された場合は, 受入できません。過積載は絶対行わないでください。
- ・受入施設内に移動してエンジンを停止させ, シートをはずし, 施設内の係員による目視検査を受けてください。
- ・目視検査終了後, 廃棄物の簡易検査を受けた場合は, 検査結果が判明するまでその場で待機してください。簡易検査を受けない場合は, 係員の指示に従い, ダンプスペースに移動し, 荷降ろしを行ってください。
- ・荷降ろし後, 展開検査を行う間, 近場に車両を停止させ係員の指示を待ってください。展開検査終了後は, 荷台清掃スペースに移動し, 荷台の清掃を行った後, タイヤ洗浄機でタイヤを洗浄した後, 受入施設出口から退場してください。
- ・承諾した廃棄物以外のもの, 異なる廃棄物を混載して搬入することはできません。
- ・弁当がら, 空き缶等の廃棄物は必ず持ち帰ってください。

(受入拒否)

「搬入時の注意事項」に違反したとき又は次の事項に該当する場合は, 廃棄物の受入をお断りすることがあります。

- ・埋立処分場の維持管理上支障があるとき。
- ・処分依頼書等に虚偽・不正があったとき。

なお, 抜取検査の結果, 受入基準に適合しないことが判明したときは, 公社で保管している廃棄物を引き取っていただきます。

### 搬入ルート

次の搬入ルートを必ず通行してください。

